

2023年2月2日12:00~20:00に

でんわそうだん
子どものための電話相談イベント をやります!

子どものけんり110番

ふゆ とくべつ そうだん かい

冬の特別でんわ相談会

お母さんお父さんに たたかれた

いじめにあっている

家にかえりたくない

がっこうの先生にムシされた

友だちにケガをさせちゃった



そんなときは

ベンゴシに そうだんしてみよう

でんわ番号 (011) 281-5110

でんわをかけると べんごし 弁護士に相談できます そうだん

ひみつはまもります でんわ代がかかります

子どもに関わる全ての方へ

札幌弁護士会 子どもの権利110番では

2月2日に**冬の特別電話相談会**を実施します。

子どもの権利110番とは

札幌弁護士会が実施している、子どものための電話相談窓口です。

子ども本人からの相談はもちろん、保護者の方、学校の先生、近所の方など、子どもを取り巻く大人からの相談もお受けしています。

受付方法・時間は、①平日 10時～12時、13時～16時の事前受付制相談と、

②木曜 16時～18時の弁護士直接相談の2種類があります。

(詳しくは札幌弁護士会ホームページもご覧ください。QRコードからアクセスできます。)



普段の子どもの権利110番ではタイミングが合わない、もっと長い時間相談したい、という方を含め、広くご相談をお受けするため、今回、1日限定で弁護士直接相談を拡大させた**冬の特別電話相談会**を実施することといたしました。

弁護士にちょっと聞いてみたいけど何となくためらっていたという方も、時間をかけてゆっくり話を聞いてほしいという方も、この機会に一度ご相談ください。

電話番号：(011)281-5110

特別相談会受付日時：令和5年2月2日(木)

12:00～20:00

- 電話をかけると弁護士と直接つながりますので、そのままお話しください
- 相談料無料(ただし、電話代がかかります) ● 秘密厳守

(相談例)

- 子どもがいじめを受けている/いじめをしてしまった
- 友だち同士のケンカでケガをした/させた
- 学校から退学処分をされると言われたが、納得できない
- 子どもが不登校になってしまった
- 子どもが警察に逮捕された
- 家庭裁判所から少年審判の通知が届いた
- 親から虐待をされている子どもを見つけた
- 孫が虐待されているので保護したい
- 親権者が急に亡くなってしまい、子どもを養育する人がいない